

国民年金だより



◆令和5年4月から特例的な繰下げみなし増額制度が始まります

●制度の内容

令和4年4月から老齢年金の繰下げ受給の上限年齢が70歳から75歳まで自由に選択できるようになりました。

令和5年4月からは、70歳以降に繰下げ申出をせず受給される方は、さかのぼって年金を受け取ることを選択した場合でも、請求の5年前の日に繰下げ申出したものとみなし、増額された年金の5年間分を一括して受け取ることができるようになります。

※65歳以降に厚生年金保険に入っていた期間がある場合や、70歳以降に厚生年金保険の適

用事業所に勤務していた期間がある場合に、在職老齢年金制度により支給停止される額は増額の対象になりません。

●対象者

①昭和27年4月2日以降生まれの方。

(令和5年3月31日時点で71歳未満の方)

②老齢年金・老齢厚生年金の受給権を取得した日が平成29年4月1日以降の方。

(令和5年3月31日時点で老齢基礎・老齢厚生年金の受給権を取得した日から起算して6年を経過していない方)

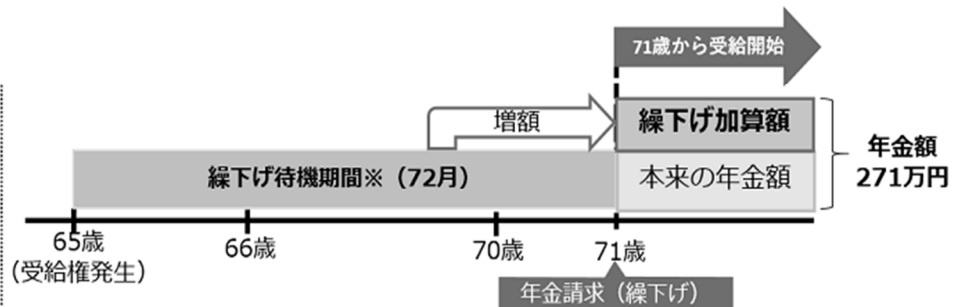
※80歳以降に請求する場合や、請求の5年前の日以前から障害年金や遺族年金を受け取る権利がある場合は、特例的な繰下げみなし増額制度は適用されません。
※過去分の年金を一括して受給することにより、過去にさかのぼって医療保険・介護保険の自己負担や保険料、税金等に影響のある場合がありますのでご注意ください。

改正後（令和5年4月から）

【例：71歳まで繰下げ待機し、71歳時点で年金の請求をする場合（本来の年金額：年額180万円）】

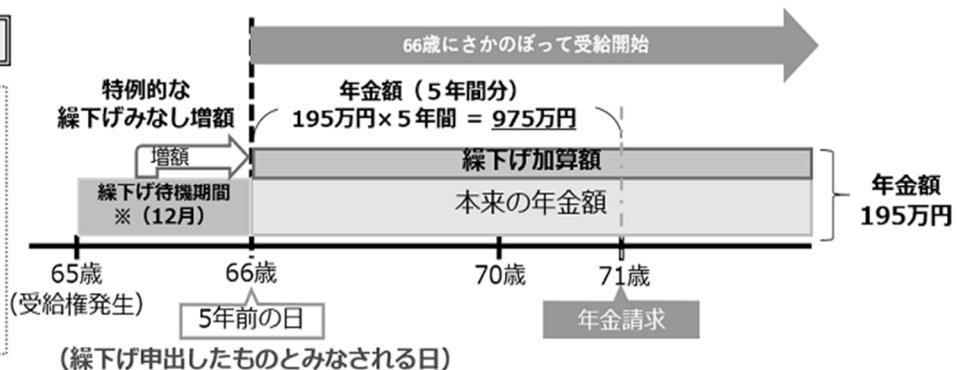
繰下げ申出をするとき

【年金額】
180万円 + 91万円
(本来の年金額) (繰下げ加算)
($0.7\% \times 72\text{月} = 50.4\%$ 増額)
= 年額271万円
繰下げ申出の翌月分から受取。



繰下げ申出をしないとき

【年金額】
180万円 + 15万円
(本来の年金額) (繰下げ加算)
($0.7\% \times 12\text{月} = 8.4\%$ 増額)
= 年額195万円
請求の5年前の日で繰下げ申出があったものとして5年間分(975万円)を遡って一括受取。



◆会社を退職（失業）される方へ
国民年金への変更手続き
が必要になります

20歳以上60歳未満の方は、国民年金への加入が法律で義務付けられています。勤務先を退職（失業）されたときは、厚生年金保険から国民年金への変更の届出が必要です。

また、勤務先を退職（失業）された方に扶養されていた配偶者も、国民年金への変更の届出が必要です。

なお、退職（失業）した方が、会社員・公務員など厚生年金保険の被保険者である配偶者に扶養される場合は、配偶者の勤務先への届出が必要となります。

●手続きについて

基礎年金番号通知書または年金手帳等の基礎年金番号がわかる書類を持って、役場住民課窓口にお越しください。

◆国民年金保険料のスマートフォンアプリによる電子決済が始まりました。

国民年金保険料は、令和5年2月20日から新たにスマートフォンアプリを利用した電子（キャッシュレス）決済ができるようになりました。

スマホ決済は、対応する決済アプリをインストールしたうえ、端末のカメラ機能を利用し、納付書に印字されたバーコードを読み取ること、その場で納付することができるサービスです。

令和5年2月20日のサービス開始時点における対象決済アプリは次のとおりです。

●対象決済アプリ

- ・ auPAY
- ・ d払い
- ・ PayB（PayBと連携している各金融機関が提供する決済アプリ含む）
- ・ PayPay

※詳しくは対象アプリまたは各ホームページでご確認ください。

◆日本年金機構を装った不審なメールにご注意ください

日本年金機構のロゴマークを使用し、日本年金機構年金払戻管理局、払戻返金部門等、日本年金機構に存在しない部署の名前を騙り、年金の残金を振り込む名目で、お名前、口座番号等の情報を返信させようとするメールや、日本年金機構とは全く関係のない不審なサイトに誘導しようとするメールが確認されています。

日本年金機構ではメールで口座番号等をおたずねすることはありませんので、メール内容等に不審な点を感じる場合は、メール記載のリンク先をクリックしないようにしてください。



◆年金相談や、手続きの際は、事前予約を

日本年金機構の全国の年金事務所では、年金相談や年金請求手続きについて、待ち時間の少ない予約相談を行っています。

ぜひご利用ください。

- ①予約は、相談希望日の1ヶ月前から前日まで受付しています。
- ②予約の際は、基礎年金番号のわかるもの（年金手帳や年金証書など）を用意し、全国共通の予約専用受付ダイヤルか、旭川年金事務所にご連絡ください。

◇お問い合わせ先

住民課戸籍年金医療グループ
電話26―9026
日本年金機構旭川年金事務所
電話0166―25―5606
全国共通予約専用受付ダイヤル
電話0570―05―4890

